

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目															要望元																																				
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																					
婚姻転居費等を特定支出控除の対象に追加	新設	相互に遠方に居住する男女であっても、仕事を続けながら結婚したいと望む者について、①婚姻に伴う同居のため、双方の勤務地に通勤可能な範囲内に転居する場合の転居費、②仕事の都合により婚姻後も同居できない場合の旅費を特定支出控除の対象に加える。																																																			
子育て支援に係る税制上の措置の検討	新設	子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）による改正後の児童手当法（昭和46年法律第73号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ検討。																																																			
酒類の製造免許に係る最低製造数量基準の適用除外等	新設	<p>国家戦略特区等内において、</p> <p>1. 単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が行う焼酎の製造過程において、副次的に生成されるアルコール分45度を超える少量の原酒（初垂れ）については、地域観光振興の観点から、島の特産品として島内限定で販売・提供する場合、酒税法第7条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>2. 地域の特産物を原料として単式蒸留焼酎を少量製造しようとする場合は、酒類の製造免許における最低製造数量基準（酒税法第7条第2項）の規定は適用しない。</p> <p>3. その他、特区提案を踏まえた緩和措置を講ずる。</p>																												酒税																							
国家戦略特区において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置の創設	新設	国家戦略特区において、地方公共団体が独自に地方税を減免した場合にその効果を十分に発揮し得るよう所要の調整措置を講ずる。																																																			
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置	新設	地方創生の観点から都市農業の重要性を鑑み、都市農業が安定的かつ確実に継続されるよう、都市農業振興基本法に基づく都市農業振興基本計画を踏まえ、必要な税制上の措置を講ずる。																													都市計画税																						
地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充	拡充	<p>（1）オフィス減税の拡充 平成29年度の設備投資減税の減税率について、移転型事業の場合7%、拡充型事業の場合4%とする（平成27年度、28年度と同水準とする）。</p> <p>（2）雇用促進税制の拡充 質の高い雇用に対する優遇の拡充、U I Jターンの促進等に資する雇用促進税制の特例の拡充を行う。</p> <p>（3）支援対象外地域の見直し 東京一極集中の是正を図るため、支援対象外地域の見直しを検討する。</p>																																																			
沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例の延長	延長	沖縄の経済金融活性化特別地区において、課税の特例の5年間延長。経済金融活性化特別地区において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）																																																			
沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例の延長	延長	<p>沖縄の離島地域において、個人又は法人が旅館業の用に供する設備を新設又は増設した場合、当該新增設に係る資産についての特別償却制度（建物・附属設備8/100）の適用期限（平成29年3月31日）を5年間延長する。</p> <p>沖縄の離島地域において、上記の法人税及び所得税負担の軽減となる特例措置の延長が認められた場合、個人住民税、法人住民税（法人税割）及び事業税についても同様の効果を適用する（自動連動）。</p>																																																			
沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の延長	延長	沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限を5年間延長（平成34年5月14日まで）する。																												酒税																							
国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の適用期限を2年間（平成31年3月31日まで）延長する。																																																			

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																					
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の延長	延長	○	○	○												○																		
保育の受け皿の整備等を促進するための税制上の所要の措置	新設													事業所都市計画税			○									○	○							
教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の拡充	拡充																○	○								○	○							
現物寄附へのみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続の簡素化	拡充	○	○																							○	○							
沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長	拡充延長				○	○	○																							○	○			
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例の拡充・延長	拡充延長	○	○	○	○	○								事業所税			○													○				
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例の延長	延長	○	○	○	○	○								事業所税		○														○				
沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例の延長	延長			○	○	○								事業所税		○					○									○				
沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の延長	延長													航空機燃料税		○															○			
子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設	新設	○	○													○											○							
公共施設等運営権制度（コンセッション制度）を活用した水道事業等の経営安定化のための準備金に対する税制上の特例措置の創設	新設			○	○	○										○											○							

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																						
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
熊本地震の被害等を踏まえた貸付けに係る印紙税の免除措置	新設	東日本大震災と同様に、熊本地震等の被災者についても、印紙税を10年間免除すること。									○						○	○																
熊本地震による被害等を踏まえた所要の税制上の措置	新設	熊本地震による被害、復旧・復興の状況等を踏まえ、所要の税制上の措置を検討する。															○									○	○	○	○					
既存住宅のリフォームに係る特例措置の拡充	拡充	既存住宅流通・リフォーム市場の活性化に向けて、耐震性・省エネ性・耐久性に優れた良質な住宅ストックの形成を促進するため、既存住宅の耐震・省エネリフォームに係る特例措置を拡充する。	○														○												○	○	○			
雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長	延長	下水道法（昭和33年法律第79号）第25条の2に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が建築し、又は設置する雨水貯留利用施設に係る法人税・所得税の割増償却制度（5年間1割増償却）について、適用期限（平成29年3月31日）を2年間延長する。	○		○												○														○			
防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長	延長	適用期限（所得税：平成29年12月31日、法人税：平成29年3月31日）を3年間延長する。	○		○												○														○			
教習用貨物自動車を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除	新設	自動車教習所業を営む中小企業者等が、専ら自動車の運転に関する技能の教習の用に供するために取得した貨物自動車で車両総重量が3.5トン以上のもの（以下「教習用貨物自動車」という。）を取得した場合に、初年度30%の特別償却又は7%の税額控除を受けることができるよう、教習用貨物自動車を特別償却等の対象資産とする。	○		○	○	○														○													
少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善	拡充	NISAの更なる普及のため、資産形成が必要な世代の利用を促進する観点から、以下の項目について措置を講ずる。「積立NISA」の創設（現行NISAと選択制）。非課税期間（現行：5年間）終了時の対応。投資可能期間（現行：平成35年まで）の恒久化。	○	○													○																	
上場株式等の相続税評価の見直し等	新設	1.上場株式等の評価について、相続時から申告期限までの価格変動リスクを考慮したものとすること。 2.相続時以後、通常想定される価格変動リスクの範囲を超えて価格が著しく下落した上場株式等については、評価の特例を設けること。 3.上場株式等の物納順位について、第1順位（国債・地方債・不動産・船舶）の資産と同様になるよう、見直しを行うこと。															○																	
外国子会社合算税制（CFC税制）の抜本的見直し	新設	CFC税制の見直しに際しては、我が国の適正な課税権の確保を目的とする一方で、租税回避目的がない事業（外国で価値創造を行っている金融・保険業、航空機リース業など）合算対象とならないよう、ビジネスの実態に配慮すること。	○	○	○	○	○										○																	
協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	拡充	協同組合に係る法人税の軽減税率（19%）について、基本税率の引き下げ幅を踏まえて速やかに比例的な引き下げを実施すること。			○	○											○										○							
協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化	延長	貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置（100分の112）を恒久化すること、少なくとも現行の割増率を維持の上、適用期限（平成29年3月末）を延長すること。			○	○	○										○																	
金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長	金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下、「金融機能強化法」という。）に規定する経営強化計画に係る決定等に基づく資本増強等の際の登録免許税率を軽減する租税特別措置法第80条の2及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2の措置の適用期限について、金融機能強化法における資本増強の申請期限である平成34年3月31日まで延長することを要望する。															○																	
個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ	拡充	借手が民事再生・破産等の法的手続に入った場合の個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合を引き上げること。			○	○	○										○																	

## 平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目															要望元																								
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省									
信託受益権の質的分割に係る所要の措置	新設 信託受益権が質的に分割されている場合の課税関係を明確化すること。なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする事。	○	○	○	○	○	○	○										○																							
死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ	拡充 死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額に「配偶者分×500万円＋未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること。							○										○																							
非永住者の課税所得の範囲の見直し	新設 非永住者の課税所得の範囲の見直しを行うこと。	○	○															○																							
「仮想通貨」に係る消費税に関する整理	新設 支払・決済手段としての機能を事実として有する仮想通貨について、外為法上の支払手段等との比較や国際的な課税上の取扱いの状況等を踏まえ、消費税の取扱いを整理する。		○		○	○	○	○					○	○				○																							事業 所税
証券口座等に係る投資家の利便性向上のための措置	新設 投資家の利便性を向上させる観点から、 ①確定申告書に添付する支払通知書又は特定口座年間取引報告書等について、原本添付以外に、金融機関から交付された電磁的記録を一方の方法により印刷した書面の添付も認めること。 ②特定保管勘定等の設定・廃止に係る特定口座異動届出書について、個人番号の記載を不要とすること。	○	○															○																							
金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）	新設 「金融所得課税の一体化」に向けて、以下の必要な税制上の措置等を講ずること。 ①投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。 ②損益通算の拡大に当たっては、特定口座を最大限活用すること。 ③制度導入に当たっては、個人投資家の利便性や金融機関の負担について十分配慮すること。		○	○														○									○	○													
クロスボーダーの債券現先取引（レポ取引）に係る課税の見直し	拡充 レポ特例の対象取引について、近年のレポ取引の実情にあわせた見直しを行うこと。	○		○														○																							
受取配当等の益金不算入制度の見直し	新設 中央機関に対する普通出資（出資割合5%以下）に係る受取配当の益金不算入割合を引き上げること。				○	○	○											○																							
投資法人に係る税制優遇措置の延長及び拡充	拡充 延長 投資法人に係るペイスルー課税の特例に関し、再生可能エネルギー発電設備（「再エネ設備」）について、以下の措置を講ずること。 ①平成29年3月末までとなっている取得期限を延長すること。 ②匿名組合出資を通じて投資する場合における賃貸要件を不要とすること。				○	○	○											○																							
投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し	新設 投資信託等に係る二重課税調整措置の見直し。	○	○	○	○													○																							
企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃	新設 企業年金等（厚生年金基金、確定拠出年金、確定給付企業年金、勤労者財産形成給付金及び勤労者財産形成基金）の普及を図るため及びこれらの健全な運営を確保するため、これらの積立金に対する特別法人税の撤廃を要望する。				○	○												○									○	○	○												

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																											
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省								
投資法人（Jリート）等が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置の延長及び拡充	拡充延長 投資法人（Jリート）、投資信託、特定目的会社及び不動産特定共同事業法上の特例事業者が取得する不動産に係る登録免許税の特例措置を2年間延長するとともに、現在適用対象外とされているヘルスケア施設等及びその敷地についても適用の対象とすること。また、特例事業者による本特例の適用要件について、以下の措置を講じること。 ・「対象不動産取得後2年以内の着工及び竣工後10年以内の譲渡」要件を撤廃する。 ・「特定建築物」の定義の見直し（耐震基準の追加）。 ・「土地及び建物」の取得要件の見直し（借地上の建物の追加）。												○					○																						
土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長	延長 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の税率（本則1000分の4）を、現行の1000分の3のまま据え置き、軽減措置を延長すること。																																							
不動産特定共同事業法における新たな事業類型の創設に伴う特例措置の創設	新設 不動産特定共同事業法の改正により創設する予定の小規模不動産特定共同事業（仮称）及び限定された投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業（仮称）（以下「適格特例投資家限定事業（仮称）」）において取得される不動産の移転登記等に係る税率の特例を創設する。 小規模不動産特定共同事業及び適格特例投資家限定事業において不動産を取得した場合に係る課税標準の特例措置（不動産取得税の課税標準額が1/2に軽減される）を創設する。																																					○		
相続税に係る国際的な二重課税の排除	拡充 相続税に係る国際的な二重課税を排除するよう一定の措置を講じること。																																							
非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除	拡充 先代経営者が株式等につき信託を設定していた場合、及び後継者が株式等に係る信託受益権を相続又は遺贈により取得した場合についても、株式等と実質的に同一視できる場合については、本税制の適用を受けられるように見直しを行う。																																							○
避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大	拡充 現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（機械等の特別償却等）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する。	○																																						○
避難解除区域等に係る特例措置（福島再開投資等準備金）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大等	拡充 現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（福島再開投資等準備金）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する。また、企業分割を行った場合に福島再開投資等準備金を引き継げるようにする。	○	○	○	○	○																																	○	○
避難解除区域等に係る特例措置（取用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大	拡充 現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（取用交換等の場合の譲渡所得の特別控除等）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する必要がある。	○	○	○	○	○																																		○
復興特区において復興居住区域を定めた場合の被災者向け優良賃貸住宅の特例措置（特別償却又は税額控除）の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年3月31日）を4年間延長する。 大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会が作成する都市再生安全確保計画に記載され、管理協定を締結した備蓄倉庫に対する固定資産税・都市計画税の特例措置（5年間、課税標準1/2以上5/6以下の範囲内において市町村等の条例で定める割合（参酌基準2/3）を乗じて得た額を課税標準とする）を2年間延長する。	○																																						○
東日本大震災の被災者向け優良賃貸住宅に関する割増償却制度の延長	延長 本特例の適用期限（平成29年3月31日）を4年間延長する。	○		○																																				○





平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																						
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
(独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置	新設 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日教育再生実行会議第七次提言)及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日中央教育審議会答申)等に基づき、独立行政法人教員研修センターの業務の見直しを行うとともに、その実態に合わせて名称も変更し、これまで独立行政法人教員研修センターに適用されていた税制上の優遇措置を踏まえ、所要の措置を講ずる。	○	○				○			○	○			地価税												○									
国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引上げ	新設 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)」の締約国としてたばこ対策の強力な推進が求められていること、たばこ対策が重要な公衆衛生施策として位置づけとされていること、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてたばこフリー環境を目指す必要があり、さらにスポーツを通じた健康増進を図るにあたり、たばこの消費抑制がその基盤となること等を踏まえ、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、たばこ税及び地方たばこ税の税率を引き上げる。													たばこ税 たばこ特別税												○	○								
医療に係る消費税の課税のあり方の検討	新設 医療に係る消費税等の税制のあり方について、平成28年度税制改正大綱に基づき、抜本的な解決に向けて適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等とあわせて、医療関係者、保険者等の意見、特に高額な設備投資等による仕入消費税額の負担が大きいとの指摘等も踏まえ、平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る。																																		
医療機関の設備投資に関する特例措置の創設	新設 控除対象外消費税の負担が医療機関等の設備投資を抑制する一因となっているとの指摘がある中、国民に必要な医療を効果的・効率的に提供していくための設備投資等は進めていく必要がある。このような中で、都道府県で策定された地域医療構想に沿った病床の機能分化・連携などに資する固定資産を医療機関等が取得した場合に、税制上の特例措置を創設する。	○		○	○	○							○	○																					
高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長 医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の高額な医療用機器(高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法に規定する「高度管理医療機器」、「管理医療機器」又は「一般医療機器」の指定を受けてから2年以内のもの)を取得した場合に、取得価格の12%の特別償却が現行認められているが、この制度を対象機器の見直しを行った上で、平成29年度以降も2年間延長する。	○		○																															
医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置の延長等	拡充延長 医療法人の出資者の死亡により相続が発生することがあっても、相続税の支払いのための持分払戻しなどにより医業継続が困難になるようなことなく、当該医療法人が引き続き地域医療の担い手として医業を継続していけるよう、平成26年度税制改正により、医療法上の持分なし医療法人への移行計画の認定制度を前提として、「医業継続に係る相続税・贈与税の納税猶予等の特例措置」が創設されており、本特例措置の延長等を行う。																																		
地域に必要な医療を担う医療機関の事業の継続に関する税制の創設	新設 地域住民に良質かつ適切な医療を安定的に提供する観点から、過疎地域、離島地域等において必要な医療を提供する医療機関(医療法人等)について、一定の期間の事業継続等を要件として、事業の継続に関する相続税、贈与税等に係る納税を猶予し、一定の期間事業を継続した場合には猶予税額を免除する等の措置を講ずる。																																		
マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告簡素化	新設 マイナポータルへの医療費通知の掲載等を活用し、医療費控除の申告手続を簡素化する措置を講ずる。	○	○																																



平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省																		
介護保険制度及び療養病床の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 介護保険制度及び療養病床については、社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	地価 国税 国収 法 事 業 所 都 市 計 画 特 別 土 地 保 有 税																			○																
確定拠出年金における退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直し	新設 平成26年1月施行の年金確保支援法により確定拠出年金の加入年齢が60歳から65歳以下の規約で定める年齢に引き上げられた。それを踏まえ、60歳以降の確定拠出年金加入期間も勤続年数に算入するように取り扱うこととされている。一方、現行制度では、60歳以降他制度から確定拠出年金へ移換した際、60歳から確定拠出年金に加入するまでの期間について、勤続年数に算入されない取扱いとなっている。また、確定拠出年金の運用指図者期間と他制度からの資産移換の対象となった期間が重複した場合も、前者の期間が優先的に通算加入者等期間に算入されることとなり、当該期間が勤続年数に算入されない取扱いになっている。これらを是正するため、退職所得控除に係る勤続年数の算定の見直しを行う。	○	○																																		○												
雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設 雇用保険制度等の在り方について、労働政策審議会において検討を行い、この検討結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。	○	○											国収 徴 法																									○										
生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が100万円以上のものに限る。)に係る特別償却制度について、適用期限を平成30年度末までの2年間延長する。			○																																			○										
公害防止用設備に係る特例措置の延長	延長 公害防止用設備(テトラクロロエチレン溶剤を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機)に係る特例措置について、その適用期限を2年間延長する。	○		○																																				○									
社会福祉法等の改正に伴う税制上の所要の措置	新設 社会福祉法の改正(H29.4.1施行)において、運営の透明性の更なる向上を図るため、社会福祉法人に対し、閲覧対象とすることを義務付ける書類の範囲が、租税特別措置法施行令の範囲よりも拡大される。ついては、同施行令上も手当するための所要の措置を行う。	○																																								○							
サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長	延長 本特例措置の適用要件に医療・介護施設の併設要件を追加し、適用期限(平成29年3月31日)を2年間延長する。	○		○								○	○																												○					○			
生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	延長 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置(通常11.2%相当額)の、適用期限を平成30年度末までの2年間延長する。			○	○	○																																					○						
個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設 個人事業者は、需要の開拓や個人の能力の発揮、自立的で個性豊かな地位社会の形成に貢献する重要な存在である。個人事業者について、先代から後継者への事業用資産の承継を円滑に進めるための措置を講ずる。																																												○			○	

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																	
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	延長	適用期限を3年間延長する。	○	○	○	○																				○	○					
農村地域における農業者の就業構造改善のための税制上の所要の措置	拡充	農村地域工業等導入促進法（以下「農工法」という。）の見直しに伴い、個人が農用地等を農村地域工業等導入実施計画で定める工場用地等の用に供するため譲渡した場合の譲渡所得の軽減（800万円を上限とする特別控除）について、農工法の見直し（対象業種の拡大等）に合わせた拡充。	○	○																							○					
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例	延長	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を3年延長すること。	○	○	○	○	○																				○					
特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（市街化区域内農地等から市街化区域外農地等への買換え）	延長	適用期限の3年延長	○		○																						○					
特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（農用地区域内における農地等の買換え）	延長	適用期限の3年延長	○		○																						○					
特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例（漁船）	延長	特定の事業用資産（漁船）の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置の適用期限を3年延長すること。	○		○																						○					
受取配当等の益金不算入等	拡充	協同組合等に係る法人税について、協同組合の上部団体への出資に対する配当に係る受取配当の益金不算入割合を引き上げるなど、配慮した措置を講ずること。			○	○	○																				○					
中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合等関係）	延長	農業協同組合の貸倒引当金に係る本特例措置について2年間（平成30年度末まで）延長			○	○	○																				○					
中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等関係）	延長	適用期限の2年延長			○	○	○																				○					
中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等関係）	延長	漁業協同組合等の貸倒引当金の特例（繰入限度額の12%割増）の2年延長			○	○	○																				○					

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																																	
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官庁	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省														
山林についての相続税の納税猶予制度	<p>拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1つの林班内にある所有山林が5ha未満である場合、当該5ha未満の山林は本特例措置の対象山林とならないことについて、隣接する林班の対象山林と一体的な施業が可能な場合には、当該5ha未満の山林を本特例措置の対象山林に含めることができることとする。</li> <li>相続人が死亡するまで特定森林経営計画に基づく森林施業を継続できない場合に納税猶予の期限が確定することについて、疾病等により林業経営を継続できなくなった場合には、農林水産大臣の確認を受けた林業経営相続人に対して経営を委託することで、納税猶予を継続できることとする。</li> <li>納税猶予の期限が確定した際に、猶予を受けていた相続税額と併せて利子税を支払うことについて、規模拡大・路網整備要件を達成し、かつ期限の確定までに山林の一部譲渡等がない場合には利子税の支払を軽減できることとする。</li> <li>特定森林経営計画の認定から10年間で経営規模の拡大を達成しなければいけないことについて、災害等により規模拡大が困難となった場合には達成期間を延長できることとする。</li> </ul>							○																																						
利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置	<p>延長</p> <p>農業を営む者が農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）により農用地区域内の土地（農用地、混牧林地、開発して農用地とすることが適当な土地）を取得した場合の所有権移転登記の税率の軽減措置（20/1000→8/1000）の適用期間を2年延長すること。</p>									○																																				
農林漁業用A重油に対する石油石炭税の特例措置	<p>延長</p> <p>農林漁業用輸入A重油に係る石油石炭税の免税措置及び農林漁業用国産A重油に係る石油石炭税相当額の還付措置の適用期限の3年延長</p>														石油石炭税													○	○																	
地球温暖化対策のための課税の特例として軽油に上乘せされる税率に係る還付措置	<p>延長</p> <p>平成24年10月1日から実施されている地球温暖化対策のための課税の特例により石油石炭税に上乘せされる税に関して、農業機械、林業機械及び漁業用の動力源に供される軽油については還付措置を3年延長する。</p>														石油石炭税													○																		
森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置）	<p>拡充</p> <p>改正後の新たな基準による認定森林所有者等も、以下の既存の税制上の特例措置の対象とすることを要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>山林所得に係る森林計画特別控除（措法30の2）</li> <li>農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（措法34の3、65の5、68の76）</li> <li>特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5）</li> <li>計画伐採に係る相続税の延納等の特例（措法70の8の2）</li> <li>山林についての相続税の納税猶予及び免除（措法70の6の4）</li> </ol>	○	○	○	○	○		○																																						
森林法等の一部改正に伴う税制上の所要の措置（国立研究開発法人森林総合研究所の名称変更等に伴う措置）	<p>新設</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>森林総合研究所が現在受けている所得税、法人税、地価税、登録免許税及び印紙税の非課税措置について、森林研究・整備機構においても継続されること。</li> <li>森林総合研究所が現在受けている消費税の特例措置について、森林研究・整備機構においても継続されること。</li> </ol>	○		○	○		○			○	○	○	○	地価税 事業所税 都市計画法															○																	
収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	<p>新設 拡充</p> <p>農業の成長産業化に向けて、適切に経営管理を行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を導入するとともに、これと併せて、農業災害補償制度の在り方について検討することとしている。</p> <p>これら収入保険制度の導入及び農業災害補償制度の見直しに伴い、税制上の所要の措置を講じる。</p>																																													

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元																									
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省							
生産資材価格の引下げ及び農産物の流通加工構造の改革のための税制上の所要の措置	新設																																						
振興山村における工業用機械等の割増償却	延長	○		○																																			
新たな都市農業振興制度の構築に伴う税制上の所要の措置	新設											○																										都市 計画 税	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（農業者関係）	拡充 延長	○		○	○	○																																	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（森林組合等関係）	拡充 延長	○		○	○	○																																	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（漁業協同組合等関係）	拡充 延長	○		○	○	○																																	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（食品企業者関係）	拡充 延長	○		○	○	○																																	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）	延長	○		○	○	○																																	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（食品企業者関係）	延長	○		○	○	○																																	

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目																要望元															
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省	
半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	延長 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、市町村が策定し、主務大臣（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定する産業振興促進計画の対象地区において法人又は個人に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、割増償却額：機械・装置は普通償却額の32%、建物・附属設備、構築物は普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。	○	○																								○		○				
離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度	延長 離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区における、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置 普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。	○	○																								○		○				
奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度	延長 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項に基づき市町村の長が作成する産業振興促進計画を主務大臣が認定した地区における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却制度（5年間、償却限度額：機械・装置普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物普通償却限度額の48%）の適用期限を2年延長する。	○	○																								○		○				
信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（農業信用基金協会）	延長 農業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限の2年延長。										○																○						
信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（農林漁業信用基金）	延長 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率軽減措置（本則4/1,000→1.5/1,000）の適用期限の2年延長。										○																○						
信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減措置（漁業信用基金協会）	延長 漁業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則4/1000→特例1.5/1000）の適用期限の2年延長。										○																○						
印紙税のあり方の検討	延長 印紙税は経済取引における契約書や領収書等に対して課せられる文書課税であるが、近年の電子取引の増大等を踏まえ、制度の根幹からあり方を検討し見直す。																										○						
新事業開拓事業者投資損失準備金制度の拡充	拡充 延長 本税制措置は、事業拡張期のベンチャー企業への資金供給拡大のため、経営・技術指導を行うベンチャーファンドへ出資する企業に対し税制優遇措置を講ずること、投資インセンティブを付与するものであるが、制度の利用状況、制度利用に係る事前相談及び事業者からのヒアリングを踏まえて、現行制度における以下の要件等について見直し等を行った上で、適用期限を2年（平成31年3月31日まで）延長することとしたい。																											○					
特定事業再編投資損失準備金制度の延長	延長 当該措置は、平成29年3月31日までに特定事業再編計画の認定を受けたものが対象とされているため、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編を促進するため、これを2年間延長する。																										○						
組織再編成税制等に係る所要の見直し	拡充 企業組織再編成の実施の円滑化の一環として、第4次産業革命に対応し、企業の機動的な事業再編成を促進するため、特定事業を切り出して独立会社とするスピノフの円滑な実施を可能とする等の税制措置を講じる。	○	○	○	○	○																							○				

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																					
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備	拡充	○	○	○	○	○																												○		
法人税の申告期限の見直し						○	○	○	○																										○	
地域未来投資促進税制（仮称）の創設	新設	○		○	○	○																													○	
特定都市再生建築物等の割増償却制度の延長	延長	○		○																															○	
外国子会社合算税制の見直し	拡充	○	○	○	○	○																													○	
BEPS（Base Erosion and Profit Shifting）を踏まえた国内の制度整備に係る配慮																																			○	
租税条約ネットワークの拡充																																			○	
国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入、国庫補助金等の総収入金額不算入制度の拡充	拡充	○	○	○																															○	



平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目												要望元																														
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省												
所得拡大促進税制の見直し	<p>拡充 中堅・中小企業の賃上げを強力に後押しし、「成長と分配の好循環」を地域の中堅・中小企業にもたらすため、これら企業に対する所得拡大促進税制の支援措置を強化する。</p> <p>(1) 中堅・中小企業の税額控除を拡充 中堅・中小企業については、雇用者給与等支給増加額の20%（中堅企業は法人税額の20%、中小企業は40%が上限）を税額控除する。</p> <p>(2) 中堅・中小企業に対しては、社会保険料（法定福利費）も対象とする 中堅・中小企業については、雇用者給与等の算定基礎に社会保険料（法定福利費）も含むこととする。</p> <p>(3) 大企業分の見直し 大企業については、足下の賃上げ動向を踏まえて所要の見直しを検討する。</p>		○		○	○																																	○					
信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	<p>延長 信用補完制度の利用を通じて、中小企業者等に対して必要かつ十分な資金供給を行うことにより、幅広く中小企業者等の資金繰りを支援するため、本特例措置の適用期限を平成31年3月31日まで2年間延長する。</p>										○																														○			
中小企業者等の法人税率の特例の延長	<p>延長 中小企業者等に係る法人税の軽減税率（租税特別措置15%）について、適用期限を2年間延長する。</p>				○	○																																			○			
小規模企業等に係る税制のあり方の検討	<p>持続的経営や成長志向の活動を行う個人事業主を含む小規模事業者が直面する事業承継や事業主報酬などの課題を踏まえ、その振興を図る観点から、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。</p> <p>また、平成28年度税制改正大綱においても、「個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランス等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、今後の個人所得課税改革において所得の種類に応じた控除と人的な事業に配慮した控除の役割分担を見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する」とされている。</p>		○	○																																					○			
取引相場のない株式の評価方式に関する見直し	<p>取引相場のない株式の評価方法について、①上場企業の株価は景気変動に応じて変動するが、地域や中小企業に波及するまでには時間がかかることを踏まえ、中小企業の株価が著しく変動しないよう見直す、②上場企業がグローバルに連結経営で事業展開していることを踏まえ、株価評価の基礎となる上場企業の配当、利益及び純資産という比率要素を適切に見直す、等により、中小企業の実力を適切に反映した評価となるよう総合的な見直しを図る。</p>																																									○		
高度外国人材等の保有する国外財産に係る相続税等の見直し	<p>拡充 日本で就労する一定の要件を満たす高度外国人材等が、相続によって取得・贈与する国外財産に係る相続税・贈与税の見直しを図る。</p>																																									○		
中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	<p>延長 本税制の割増措置の適用期限を2年間（平成30年度末まで）延長する。</p>				○	○	○																																				○	○
長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置の延長	<p>延長 長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益について課税の繰延べ（繰延率80%（一部75%・70%）を認めている現行措置について、適用期限を3年間（平成32年3月31日まで）延長する。</p>		○		○																																					○	○	



平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																				
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省			
より環境負荷の小さい輸送手段への転換及び公共交通機関の利用者利便の増進に資する事業に係る特例措置の延長	延長 現行の還付措置を3年間（平成 29 年度～平成 31 年度）延長する。													地球温暖化対策のための税																		○			
低未利用地の流動化・有効活用のための土地の取得に係る税率の特例措置の創設	新設 ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 市街化区域内など一定の区域内の土地で、居住又は事業の用に供さなくなつてから1年以上3年以内の空き家・空き店舗等の敷地を対象とする。 ・特例措置の内容 土地の取得に係る不動産取得税の税率について、低未利用地の流動化を通じた有効活用・取引活性化を図り、地域活性化を実現するため、上記の対象となる敷地を取得する場合に限り税率を1%に軽減する。										○		○																			○			
土地等の譲渡益に対する追加課税制度（重課）の停止期限の延長	延長 棚卸資産である土地等又は雑所得の基因となる土地等を譲渡した場合において、所有期間5年以下の土地等の譲渡による事業所得又は雑所得については、他の所得と分離して、重課（税率は住民税を含め52/100等）される本制度（平成29年3月31日まで課税停止中）を3年間課税停止する。 法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率（長期所有（5年超）5/100、短期所有（5年以下）10/100）が課される重課制度（平成29年3月31日まで課税停止中）を3年間課税停止する。	○	○	○	○																										○				
遊休不動産の有効活用を促進するための所要の措置	新設 遊休不動産の流動化を通じた有効活用を図るため、税制上の所要の措置を検討する。	○	○	○	○	○																									○				
市町村が指定する緑地管理機構に土地等を譲渡した場合の2,000万円特別控除制度の適用	拡充 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第17条第3項の規定により特別緑地保全地区内の土地等を市町村長が指定する緑地管理機構（※）に譲渡した場合の所得税・法人税について、課税標準となる土地等に係る譲渡所得の2,000万円の特別控除制度を措置する。	○	○	○	○	○																									○				
関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号。以下「促進法」という。）に基づいて整備される文化学術研究施設について、研究所用施設に係る建物及び附属施設並びに機械及び装置で一定の規模以上の償却資産については、普通償却に加え、初年度の特別償却を認めているところであるが、この特別償却制度の適用期限を2年間延長する。				○																										○				
特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。 ・所得税・法人税の割増償却（認定事業により整備される建築物について、5割増償却（5年間））	○		○									○	○																	○				
特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長 都市再生特別措置法に基づき、特定都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者（都市再生特別措置法第19条の10第2項により民間都市開発事業の実施主体に対する同法第20条第1項の認定があったものとみなされる場合を含む。）に係る以下の特例措置の適用期限を2年間延長する。 ・登録免許税の軽減税率（建物：0.2%）									○																					○				

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																									
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省						
都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を 2 年間延長する。 ・所得税・法人税の割増償却（認定事業により整備される建築物について、3 割増償却（5 年間））		○																															○				
都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長 都市再生特別措置法に基づき、都市再生緊急整備地域において国土交通大臣の認定を受けた認定事業者に係る以下の特例措置の適用期限を 2 年間延長する。 ・登録免許税の軽減税率（建物：0.35%）									○																								○				
三大都市圏の政策区域における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長 個人または事業者が、既成市街地等*1 内にある事業用資産を譲渡し、特定の地域内にそれに代わる資産を取得して事業の用に供した場合、その譲渡益の80%の課税を繰り延べることができる現行措置について、適用期限を3年間延長する。		○		○																													○				
都市機能誘導区域外から区域内への特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長 都市機能誘導区域外に存する事業用資産を譲渡して都市機能誘導区域内に存する認定民間誘導施設等整備事業に係る誘導施設の事業用資産を取得した場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限を3年間延長する。		○		○																													○				
市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長 既成市街地等内の資産を譲渡して市街地再開発事業により整備された施設建築物及びその敷地を取得した場合の事業用資産の買換特例（繰延割合 80%）の適用期限を3年間延長する。		○		○																														○			
公社管理有料道路に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の延長	延長 公社管理有料道路に係る公共施設等運営権の設定登録に対する登録免許税の税率を、2 年間に限り 1,000 分の 0.5（本則 1,000 分の 1）に軽減する措置を講ずる。									○																									○			
住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延長	延長 本特例措置の適用期限（平成29 年 3 月 31 日）を2年間延長する。									○																									○			
住宅投資の波及効果に鑑み住宅市場の動向を幅広い観点から注視しつつ、経済対策等のこれまでの措置の実施状況や今後の住宅着工の動向等を踏まえた住宅市場に係る対策についての所要の措置																																			○			
液化石油ガス車（LPG車）のエコカー減税等への追加	拡充 液化石油ガス（LPG）を燃料とする自動車のうち環境性能の優れたものを、エコカー減税の対象車両に追加する。																																				○	
軽井沢スキーバス事故を受けた貸切バス車両に係る所要の措置	新設 貸切バス事業全体の安全性の向上を図るため、自動車重量税について貸切バス車両に係る新車の導入促進に資する必要な措置を講ずる。																																				○	

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目													要望元																					
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省					
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長	拡充延長			○	○	○																										○				
船舶に係る特別償却制度の拡充及び延長	拡充延長		○	○																													○			
海上運送業における特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長	延長		○	○																													○			
港湾の整備、維持管理及び防災対策等に係る作業船の買換等の場合の課税の特例措置の延長	延長		○	○																													○			
携帯品免税制度の見直し	拡充													たばこ税 酒税 道府県たばこ税 市町村たばこ税																		○				
特定離島路線の指定要件の拡充	拡充													航空機燃料税																		○				
航空機騒音対策事業に係る特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長		○	○																												○				
都市農地の保全のための措置の充実に伴う所要の措置																																○				
特例事業者が不動産特定共同事業契約に基づき不動産を取得した場合の有権の移転登記等に係る税率の特例措置の拡充及び延長	拡充延長																																	○		
土地の所有権移転登記等に係る登録免許税の特例措置の延長	延長																																○			
Jリート及びSPCに係る登録免許税の特例措置の延長	延長																																	○		



平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																		
		所得税	個人住民税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文科科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省
航空機騒音対策（移転措置）事業に係る事業用資産の買換え等の特例措置の延長	延長	○	○																												○
民間資金等活用事業推進機構の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設	新設				○											○															
地震防災対策用資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長										○				○															○	
耐震改修、省エネ改修が行われた既存住宅に係る税額の減額措置の拡充	拡充															○											○	○	○		
浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長															○														○	
首都直下地震・南海トラフ地震に備えた駅、路線の耐震補強工事により取得した償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長															○														○	
耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の軽減措置の延長	延長															○														○	
都市再生安全確保計画に記載された備蓄倉庫に係る課税標準の特例措置の延長	延長															○														○	
被災自動車の代替取得に係る非課税措置の延長	延長																													○	○



平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目										要望元																						
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
(独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置	新設	「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）、「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」（平成27年5月14日教育再生実行会議第七次提言）及び「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年12月21日中央教育審議会答申）等に基づき、独立行政法人教員研修センターの業務の見直しを行うとともに、その実態に合わせて名称も変更し、これまで独立行政法人教員研修センターに適用されていた税制上の優遇措置を踏まえ、所要の措置を講ずる。													自動車取得税	自動車税	軽自動車税	事業用自動車税	水利地益税	共同施設税	宅地開発税													
県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲	新設	○														○																		
国民健康保険法の改正に伴う税制上の所要の措置	新設	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う税制上の所要の措置を講ずる。													国民健康保険税																			
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し	新設	① 国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図るため、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の限度額の見直しを行う。 ② 低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向等を踏まえ、所要の見直しを行う。													国民健康保険税																			
かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の税制措置の創設	新設	かかりつけ医若しくはかかりつけ歯科医としての診療体制又は在宅医療に必要な診療体制をとる診療所（※）に係る不動産について、税制上の措置を創設する。 ※かかりつけ医機能や在宅医療に関する診療報酬を受けることができる診療所の要件を参考に、具体的な基準を設ける予定。													○	○																		
医療費控除申告簡素化のためのマイナポータルへの医療費通知の活用	新設	○																																

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																							
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省				
心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長等	<p>① 不動産取得税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金及び中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けて、事業用施設を取得し、引き続き3年以上事業の用に供した場合には、当該施設の取得に対して課する不動産取得税について、当該税額から取得価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。</p> <p>② 固定資産税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給を受けて事業用施設を取得した場合には、当該施設に対して課する固定資産税の課税標準について、当初5年度分に限り、当該課税標準から6分の1に障害者雇用割合を乗じて得た額を減額する。</p> <p>③ 事業所税：障害者を多数雇用する事業所の事業主が、助成金の支給に係る施設等において行う事業に課する事業所税資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積の2分の1に相当する面積を控除する。</p>											○	○	事業所税																						
社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続	社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという極めて高い公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。																				○															
医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続	医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を存続する。																					○														
中小企業等経営強化法に係る固定資産税の特例の拡充	拡充 対象設備について、器具備品・建物附属設備を追加する。											○															○	○	○							
森林吸収源対策の財源確保に係る税制上の措置	新設 平成28年度の与党税制改正大綱を踏まえ、2020年度及び2020年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、市町村の役割を強化して継続的かつ安定的に森林整備等を進めるための仕組みについて、地方自治体等の意見を聞きつつ、関係法令の改正も含めて検討し、その仕組みの実施に充てる財源として森林環境税（仮称）の創設を検討する。														森林環境税																					
農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例の延長等	拡充延長 適用期限（H29.3.31）の2年延長等		○		○	○																														
農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の延長	延長 適用期限の2年延長												○																							
農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	延長 適用期限の2年延長												○																							
農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用する施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長（漁業近代化資金）	延長 適用期限の2年延長												○																							
東日本大震災の津波被災区域で実施する土地改良事業の換地計画に基づき創設農用地換地を取得した場合の課税標準の特例措置の延長	延長 換地処分を伴う土地改良事業により生み出された農地（創設農用地）を、事業実施地区外の農業者が直接取得する場合、取得に伴い課される不動産取得税の課税標準額から1/3を控除する。 2年延長。												○																							





平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																														
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省										
鉄道事業者等が取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充延長 取得後5年間、固定資産税の課税標準を1/3とする特例を講ずる。											○																							○								
市街地再開発事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税額の減額措置の延長	延長 新築後5年間、住宅床は2/3を、非住宅床は1/3（第一種市街地再開発事業の施行に伴うものについては1/4）を減額する措置の適用期限（平成29年3月31日）を2年間延長する。											○																								○							
買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長	延長 買取再販事業者が既存住宅を買い取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合の事業者課される建物に係る不動産取得税の軽減措置について、現行の特例措置（課税標準から新築時における控除額と同額を控除）を2年間延長する。												○																								○						
防災街区整備事業の施行に伴う新築の施設建築物に係る税がkの減額措置の延長	延長 権利床に該当する家屋の固定資産税額について、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を、新築後5年間減額する特例の適用期限（平成29年3月31日）を2年間延長する。											○																									○						
鉄道事業者等が取得した新規製造車両に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税額：課税標準 5年間2/3（一定の鉄軌道事業者 課税標準5年間3/5）											○																									○						
東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得に係る特例措置の延長	延長 東日本大震災により被災したため従前と異なる場所に鉄道路線が移設される場合における用地取得の不動産取得税を非課税とする。												○																								○						
都市鉄道利便増進事業による取得した鉄道施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長 鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市鉄道利便増進事業により整備し、事業の用に供するトンネル 固定資産税・非課税 都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設等 固定資産税・都市計画税：課税標準 5年間2/3											○																										○					
JR北海道等が国鉄から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税・都市計画税 課税標準3/5											○																										○					
JR北海道等が所有等する本来事業用資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税・都市計画税 課税標準1/2											○																										○					
鉄道事業者等が取得した低床型の新造車両に係る課税標準の特例措置の延長	延長 固定資産税：課税標準 5年間1/3											○																										○					
先進安全自動車（ASV）に係る課税標準の特例措置の延長	延長 ASV装置を備えるトラック・バスに対する自動車取得税の特例措置を2年半延長する。																																						○				
バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置の延長	延長 バリアフリー対応バス・タクシー車両に係る課税標準の特例措置を2年半延長する。																																						○				
都道府県の条例に定める路線を運行する乗合バス車両の取得に係る非課税措置の延長	延長 地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス交通を確保・維持・改善するため、都道府県の条例に定める路線（住民生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難なもの）の運行の用に供する乗合バス車両の取得に係る自動車取得税の非課税措置を2年半延長する。																																							○			

平成29年度 税制改正要望

要望項目	概要	対象税目											要望元																					
		所得税	個人住民税	法人税	法人住民税	事業税	消費税	地方消費税	相続税	贈与税	登録免許税	印紙税	固定資産税	不動産取得税	他	内閣官房	内閣府	金融庁	消費者庁	復興庁	警察庁	総務省	法務省	外務省	財務省	文部科学省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	国土交通省	環境省	防衛省		
国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長											○		都市 計画 税																		○		
資源・エネルギー等の海上輸送ネットワークの拠点となる埠頭において整備される荷さばき施設等に係る課税標準の特例措置の延長	延長											○		都市 計画 税																		○		
航空機燃料税の譲与割合の引き上げの延長	延長													航空 機燃 料讓 与税																		○		
Jリート・特定目的会社に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長	拡充 延長																																	
緑地管理機構とみなされる特定緑地管理機構に土地等を譲渡した場合における2,000万円特別控除制度の廃止	廃止		○		○	○																										○		
ノンフロン製品（自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器）に係る課税標準の特例措置の廃止	廃止											○																					○	
排出ガス規制に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の廃止	廃止											○																					○	
米軍等行動関連措置法等に基づく免税経由の提供時における課税免除の特例措置の創設	新設													軽油 引取 税																				○
ACSAに基づく免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の拡充	拡充													軽油 引取 税																				○